

（今さら聞けない）借地の終わり方・終わらせ方

借地借家法が施行（平成4年）されて約30年が経過しようとしています。借地借家法は、借家（アパートやテント）だけではなく借地も対象になっています。北海道（函館除く）では、本州に比べて借地文化はそれほど根付いていない様ですが（おそらく、屯田兵による開墾などの歴史的背景があるのだと思います）、それでも、借地は存在しています。そして、北海道の開墾（1869年）から約150年が過ぎようとしている現代では、借地上の建物の老朽化や土地の開発計画などで借地契約の終了を迎えようとしています。借地の終了は、建物と異なるルール（期間・対抗要件・建物買取請求権等）があるのですが、なかなか勉強する機会も少ないと思いますので、今回は借地に関する法律上のルールを学習しておきましょう。借地は、長期間借りることが前提になっているので、当事者に相続等が発生して権利関係が複雑になることも多く、また、賃料や底地の価格も高額になるケースもあり、実務でも慎重に検討する必要があります。借地のトラブルやビジネスに関わった時に慌てないように今から準備しておきましょう。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

- ◆日時 第26回 令和4年12月20日（火）18時～19時半
- ◆場所 北海道建設会館 9階 大会議室（札幌市中央区北4条西3丁目）
- ◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります。
- ◆定員 65名程度（要申込）※マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします
- ◆申込方法 参加申込書にご記入のうえ、FAX（Email可）にてお申し込み下さい。

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社

この用紙をFAXして下さい (FAX : 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第27回)

令和4年12月20日 (火) 18:00~19:30

『電子契約ってなんだ?!』

場所：北海道建設会館 大会議室 9階 ※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当：大西) 宛 FAX 番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者様	部署・お役職	お名前	

※ 記載頂きました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

- (1) 本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。
- (2) E-MAIL にてお申し込みの際は、標題を「12月20日・建設不動産セミナー」とし、必要事項を記載のうえ、お送り下さい。 送信先アドレス：seminar@sapporo-sogo-lo.com

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 事務局 (担当：大西)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL info@sapporo-sogo-lo.com